

# 職員（乙種組合員）の国保組合 加入手続きガイド



## 基本の申請手続き

対象となる「乙種組合員」とは？



歯科医師、歯科技工士、衛生士、助手、受付など事業所の全職員です。

全員必須の提出書類

☑ 1. 誓約書



☑ 2. 給与証明書  
(または雇用証明書)



☑ 3. 個人番号が記載  
された住民票



## 社会保険適用事業所の 追加手続き

⚠ いつ追加手続きが必要？



医療法人、または常勤職員が  
5名以上の個人事業所が対象  
です。

「適用除外」承認までの4ステップ



ステップ1:  
国保組合へ「適用除  
外申請書」を提出



ステップ2:  
国保組合から承認印  
が押された申請書が  
返送される



ステップ3:  
年金事務所へ申請  
書を提出



ステップ4:  
年金機構発行の  
「承認書」を国保組  
合へFAXする

⚠ 注意：手続きは早めに！

4月・5月は手続きに時間がかかります。  
早めの申請をお勧めします。

## 円滑な手続きのために

このガイドを活用し、スムーズな加入手続き  
を行いましょう。